

各位

会社名 株式会社 構造計画研究所
代表者名 代表取締役社長 服部 正太
(JASDAQ・コード4748)
問合せ先 執行役員(本社管理ユニット長)
奥村 光男
電 話 03-5342-1141

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 定例取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
- (3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 取締役及び使用人がとるべき行動の基準・規範を示した企業行動規範(ビジネス・コンダクト・ガイドライン)を制定し、あわせて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて通報相談を受付ける内部通報相談窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、決裁文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程に基づき所定の期間保存し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を随時開催し、経営に関する重要事項を審議する。

- (2) 執行役員制度により、取締役による経営監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図る。また、執行役員による事業運営の効率性、透明性を高めるため、執行役員会議を原則として毎月1回以上開催し、業務活動状況と諸施策に関する進捗状況の確認や意見交換を通じて情報の共有化を図る。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業に関連する諸問題については、執行役員が担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施する。なお、重要事項については、経営会議において、必要に応じて社外有識者を交え、多角的に検討する。
- (2) 事業リスク以外の諸問題については、リスク対応作業の進行状況を統括する会議体として、コンプライアンス会議を設置する。
- (3) 緊急対応については、トラブルの第一報を受けた者が、担当執行役員及びコンプライアンス部に速報し、取締役を交えた危機対策本部を発足、全社的かつ統一的な対応方針を決定、公式見解を公表する。
- (4) 個人情報保護、情報セキュリティについては、基本方針や社内規程を定め、それらについての社員教育に努める。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人がとるべき行動の規範を示した企業行動規範（ビジネス・コンダクト・ガイドライン）を策定し、法令等の遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを周知徹底する。
- (2) コンプライアンス部が、法務、広報、IRが一体となり、コンプライアンス推進のための啓蒙活動に努めるとともに、株主・投資家をはじめ、社会に向けて積極的に情報を発信していくことで、中長期的な企業価値の向上に取り組む。
- (3) 社長直轄の内部監査室が、定期的な内部監査を通じて、会社の制度・組織・諸規程とその実施状況が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、業務上の過誤による不測の事態の未然防止と経営能率の向上に努めるとともに、監査結果を社長に報告する。
- (4) 通常の職制上のルートとは別に、コンプライアンス組織に直接通報できる制度を設け、使用人からの内部通報の仕組みを整備し、相互の抑止機能を高めることにより、法令違反や不祥事を未然に防ぐ体制を整える。通報された内容は秘匿し、通報したことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることや職場環境が悪化することを防止する。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の関係会社は、社内規程に基づき管理し、適宜、業務報告を受けることとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合に、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人を任命した場合は、人事異動、考課等について監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、独立性を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項を発見したときには、直ちに監査役に報告する。

(2) 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて、会社の業務執行状況を監査役に報告する。

10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に参加し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公平な意見陳述を行う。

(2) 監査役は、必要に応じて、内部監査室、コンプライアンス部、財務部等の関係部門との連携を図る。

(3) 監査役は、会計監査人から会計監査についての報告及び説明を受けるとともに、必要に応じて、意見交換を行う。

(4) 監査役は、職務を遂行するにあたり必要と認めるときは、顧問弁護士との連携を図る。

以上